

# 漢の嗇夫

## 大庭脩

漢の國家構造を理解するためには、その官吏の組織や職分についての研究が必須のものとして要求される。ところが、主たる資料である前漢書百官公卿表・續漢書百官志の

記述は、個々の官職についてみれば案外簡畧であるし、漢舊儀その他の官制に關する資料も殆ど散佚していて、多くを期待できない、特に下級官吏については、何物をも語っていないに等しいといえる。こういう状態においては、列傳の中に散在する斷片的な材料や、漢碑をはじめ、出土資料に残っている僅かな片鱗を集積して、歸納的に復原する以外に方法が考えられないと思う。その意味において、嚴耕望氏の一連の勞作、特に最近の「漢代地方行政制度」と題する大作は、最も注目すべき論文であろう。<sup>1)</sup> また、公文書を主とする漢時代の木簡が多數出土したことは、官制研

究の爲にも意義深く、藤枝晃氏の「漢簡職官表」<sup>2)</sup> はそれを整理したものである。

私もこの小稿で、漢の嗇夫について、斷片的な資料をあつめて考えてみたいと思う。從來、嗇夫といえば、三老・游徼とならんで郷官の一に數えられている。<sup>3)</sup> それは、漢書百官公卿表・續漢書百官志——以下、百官表・百官志と略稱する——に明記されているとおりである。しかし、列傳をはじめ諸種の資料の中には、どうしても郷官とは考えられない嗇夫が多數散見する。<sup>4)</sup> 同じ漢の官僚機構の中にあって、同じ嗇夫という名を持つ以上、兩者は無關係ではない筈である。ではこの兩者を含む嗇夫とはどういうものだろうか。私の疑問はそれから出發したのである。

一  
 畜夫という官名は、漢ではまず文帝の詔にみられるが、<sup>5)</sup>韓非子にもみえていて、<sup>6)</sup>戦國時代から存在したことは疑いないのみならず、尙書胤征篇に

乃季秋月朔、辰弗集于房、瞽奏鼓、畜夫馳、庶人走。

とあるから、相當古くからあったらしい。儀禮勤禮の

畜夫承命、告于天子。

の註には、

畜夫蓋司空之屬也。

としているが、これは周禮に畜夫の名がない爲、恐らく佚亡した司空の篇のなかにあるのだらうという漢儒の苦肉の解釋であつて、とりもなおさず、漢では既にその由來がわからなくなっていたといえるのではないだらうか。もっとも由來するところは古いにしても、古來さほど高級な官でなかったことは確かである。そして、本義は、説文に田夫という様に、<sup>6)</sup>穡夫、すなわち農夫の意味から轉じて官名に用いられたのであらう。(追記参照)

ところで、漢の畜夫の中で郷官ではないと考えられるも

のが、一体どれ位拾いだせるだらうか。そしてそれらは、どの様な官廳に所屬していただらうか。この點をまずしらべてみよう。

# 一、虎園畜夫

漢書卷五十張釋之傳

(文帝)登虎園、問上林尉禽獸簿十餘問、虎園畜夫從傍代尉對上所問禽獸簿甚悉。……文帝……詔釋之、拜畜夫爲

上林令。

虎園の園とは獸を養う所類注、禽獸簿とは、恐らく飼養して

いる動物の種類や數及び飼育狀態をしるした管理簿であらう。上林とは、秦以來の苑園で、武帝の建元元年に至つて改造・擴張された所謂上林苑である。元鼎二年、事務が

増大した結果、新に水衡都尉の官を設けて管理せしめた。その下に上林令・丞があり、上林には八丞・十二尉があつた

百官表。しかし武帝の擴張以前は少府に屬し、それ程分れていなかったと思われる。張釋之傳の文より、虎園畜夫は

明らかに上林尉より下級の官で、この所屬系列は、少府――上林令――(上林丞)――上林尉――虎園畜夫となる。

# 二、少内畜夫

漢書卷七十四西吉傳

元帝時、長安士伍尊上書言、臣少時爲郡邸小吏、竊見孝

宣皇帝以皇曾孫在郡邸獄。是時治獄使者丙吉、見皇曾孫遭離無辜。吉仁心感動、涕泣悽惻、撰擇復作胡組、養視皇孫……數月、迺遣組去、後少內<sup>8</sup>。畜<sup>9</sup>。夫<sup>10</sup>。白吉曰、食皇孫亡詔令、時吉得食米肉、月月以給皇孫。

少内とは、掖庭の府藏を主とする官である。<sup>顏師古注</sup> 百官表で

は、掖庭は少府に屬し、もと永巷といったが、武帝の太初元年に名を更えた。掖庭八丞というが、八丞の職分はわからない。掖庭の職は宣帝紀應劭注に

掖庭、宮人之官、有令丞、宦者爲之。

といふ、百官志には

掖庭令一人六百石、本注曰、宦者、掌後宮貴人安女事

というから、後宮貴人を掌る官である。そこで、掖庭八丞の一に少内丞があり、後宮貴人等に對する給與を擔當していたのではなからうか。但し、後漢では掖庭は三丞で、少内はみあたらない。

三、暴室畜夫

漢書卷八宣帝紀<sup>8</sup>

掖庭令張賀……哀曾孫奉養甚謹……既壯、爲取暴室<sup>9</sup>。畜<sup>10</sup>。夫<sup>11</sup>。許廣漢女。

暴室は百官表にはない。宣帝紀應劭注に、「宮人の獄なり、

今薄室という」とし、顏師古はこれを非として、「掖庭の織作染練を主とする官で、暴曬をとって名としたもの、たゞその職務が多いので獄を置いたにとゞまる」という。しかし、百官志では、掖庭令の下に左右丞と並んで暴室丞があり、司馬彪の注に、

主中婦人疾病者、就此室治。其皇后貴人有罪、亦就此室とみえ、宮中の婦人の病室で便宜婦人の獄にも用いられる由を述べている。<sup>9</sup> 私は、これが掖庭獄、又は掖庭祕獄<sup>10</sup>、というものだろうと思う。百官志の注から考えて、暴室丞は、前漢でも掖庭八丞の一であったとみられるから、應劭は正しいだろう。そこで、掖庭令——少内丞——少内畜夫、掖庭令——暴室丞——暴室畜夫の系統が想定される。

四、廢畜夫

漢書卷九十田廣明傳、居延漢簡

廣明爲淮陽太守歲餘、故城父令公孫勇……謀反……勇衣繡衣、乘駟馬車至圍……守尉魏不害、與廢畜夫江德、尉史蘇昌、共收捕之。

これは明らかに圜縣の吏で、守尉、廢畜夫、尉史という叙述の順序は、官の地位に従っていると思われる。居延漢簡の中にも

□□廐。畜夫千秋里馬敝年卅七。

三三・三

昭武廐令史樂成里公乘尹昌年卅二

三三・三

という廐畜夫・廐令史の名稱があり、他の名稱の例から推して、廐畜夫の上の缺字は當然縣名でなければならず、廐畜夫が縣吏であることは疑いない。漢書<sup>卷六十</sup>四上朱買臣傳に、

（買臣が會稽太守の印綬を懷にして徒歩で郡邸へ歸つて來たが）

有頃、長安廐吏乘駟馬車來迎、買臣遂乘傳去。

とあり、駟馬車はあとの傳車を指しているから、諸縣の廐も恐らく公用旅行者に車馬を給する任務を持っていたのであろう。晉書刑法志中の魏新律序略に、

秦世舊有廐置・乘傳・副車・食廐。漢初承秦不改、後費廣稍省。

とある廐置が、普通漢の極く初期になくなったとされているが、<sup>12)</sup>若しこの廐にあたりとすれば、前漢には相當長く存在した、少くとも縣には残っていたとみななければならぬまい。

五、廐畜夫

再續封泥略卷三及封泥彙編

廐畜夫印 半通印

畜夫が印を帯びることは後に述べる。廐に關聯のある封泥

は、續封泥考略<sup>卷一</sup>に「厨印」「□厨」の二個の半通印が、齊

魯封泥集存には「左鄉厨印」の半通印がある。これらの厨字を含む封泥について、撰者周明泰は、百官表中の廚長丞<sup>詹事</sup>屬、長安厨令丞<sup>内史</sup>屬、廐廚長丞<sup>主爵中</sup>屬に關聯があるように説こうとするが、この三者に限定するのは妥當でない様に思う。私は、先の魏新律序略中の「食厨」がそれである

と考える。宣帝紀、元康二年五月の詔に、

吏務平法、或擅興繇役、飾厨傳、稱過使客、越職踰法、以取名譽。

といふ、漢舊儀にも、

詔書無飾厨傳。增養食、至今未變、或更尤過度、甚不稱、歸告二千石、務省約如法。

といつて、郡縣が、中央政府その他の上級官を、定められた程品以上に待遇して、印象をよくしようという傾向を戒めた詔があり、王莽傳にも、

吏民出入、持布錢以副符傳、不持者、厨傳勿舍、關津苛留。

とあつて、皆傳舍と熟している。従つて、厨は、公用旅行者に飲食を供する施設と解すべきであらう。百官表内史の

屬官の長安廚令丞は、長安廐と同じく、都にある廚舎を主とするもので、三輔黃圖<sup>13)</sup>によれば、長安の廚官は洛城門の内にあり、そのため俗に廚城門と呼んだという。この様な廚が諸縣にあったことは、赤眉の降を宜陽縣においてうけた光武帝が、縣廚に命じて衆十餘萬人に食を與えたこと<sup>14)</sup>から證明されるから、廚畜夫は、縣廚を主とする吏であると考えてよいと思う。

#### 六、傳舍畜夫

居延漢簡及金文

居延傳舍畜夫始至里公乘薛

七・二

顯美傳舍斗食畜夫、算君里公乘謝橫 中功一勞二歲二月

令肩水候官士吏、代鄭昌成

一〇・一

傳舍は、公用旅行者の爲に、縣城におかれた宿泊設備である。<sup>15)</sup> 傳舍の吏は、先秦に「邯鄲傳舍吏」<sup>史記平原、君列傳</sup>、漢では

「傳吏」<sup>光武本紀</sup>

とある以上に詳しいことはわからなかったが、

この木簡の出現で畜夫のいたことが實證される。もっとも、『積古齋鐘鼎彝器款識』卷九に收められている陽泉使者舍

熏爐の銘文には、

陽泉使者舍熏爐一有般及蓋、并重四斤□□□五年、六

安十三年乙未、內史屬賢造。雒陽付守長則・丞善・掾勝・

傳舍畜夫充。

とあって、木簡の出土をみなくともその存在は一應は認められたのであるが、陽泉という地名や、六安十三年という年紀等、銘文に疑問が多いので、木簡と互照して始めて確認できるわけである。

かくして、郡縣の吏の中に、廐・廚・傳舍という交通宿泊設備に各々畜夫がいたことが認められる。

#### 七、庫畜夫

居延漢簡及金文

初元五年四月壬子、居延庫畜夫賀、以小官印行丞事 敢

言□

三三・一

董雲

君前

三月丙戌庫畜夫宋宗以來

六四・四背

元封二年雒陽武庫丞闕・畜夫管□、令史樂時、工置造。

客十六年八升重六十八斤。<sup>16)</sup>

#### 八、倉畜夫

居延漢簡

永光元年九月乙丑朔丙午、受肩水倉畜夫將延

長武□□

五五・一

庫・倉に關しては、米田賢次郎氏の「漢代の邊境組織」<sup>17)</sup>の中に考證があり、關係官については藤枝晃氏の「漢簡職官

表」に例があげられているから、こゝでは蛇足を加えない。

### 九、關畜夫

敦煌及居延漢簡

入西蒲書二封一封文德大尹章詣大使五威將軍莫府一封文德長史印詣大使五威將軍莫府

建國元年十月辛未、日食時、關畜夫□、受戌卒趙彭

敦煌簡 三七

缺朔辛卯、關畜夫致任常賢實缺

缺三親□□□□□□□□出入關

敦煌簡 三三

關畜夫については、森鹿三教授の「關畜夫王光」<sup>18)</sup>があり、その職分については、私にも別稿があるので、こゝでは述べない。敦煌簡の例のみをあげたのは、從來の木簡資料の中で、郷官でない畜夫の名が見られるのはこの二簡以外にないので、特に選んだのである。居延簡の例は前記の論文のほか、藤枝氏の表に多い。

### 十、市畜夫

漢書卷八十六何武傳及漢官

何武、蜀郡郫縣人也。武兄弟五人、皆爲郡吏、郡縣敬憚之、武弟顯家有市籍、租常不入、縣數負其課、市畜夫求商、捕辱顯家、顯怒、欲以吏事中商、武……卒白太守、召商爲卒史。

雒陽市長一人秩四百石、丞一人二百石、明法補、員吏三

十六人、十三人百石畜夫、十一人斗食、十二人佐。

百官志大司農條注引漢官

何武傳の文によれば、市畜夫は縣の屬官で、租の徵收にあつてゐる。郷の畜夫の職に似たものであらう。

十一、宗・祝・卜・史官の畜夫

漢書卷九十九上王莽傳

(哀帝時王莽)官在宰衡、位在上公、今加九命之錫……署

宗官・祝官・卜官・史官・虎賁三百人、家令丞各一人、

宗祝卜史官、皆置畜夫・佐。

畜夫・佐を置いたことは、王莽に對する優遇を意味するものだから、宗祝卜史官が漢制に比したとすれば、百官表奉常(太常)の屬官、太祝・太史・太卜等にも畜夫があつたかも知れない。

十二、園陵・帝廟・侯廟等の畜夫

後漢書卷四十四城陽恭王傳  
同卷 蓋延傳  
四十八

建武二年……延遂定沛楚臨淮、脩高祖廟、置畜夫・祝宰・樂人。

蓋延傳

建武十八年、立考侯・康侯廟、比園陵置畜夫、詔零陵郡奉祠節侯・戴侯廟……置畜夫佐史各一人。城陽恭王傳

以上列舉した畜夫は、統屬系統の明白なものとならない

ものと相なかばするが、中央官廳にも、郡縣にもわたっており、大體、令——丞（尉又は掾）——嗇夫という形らしいことは想像される。このことは、次の工官の嗇夫をみると更にはつきりする。たゞ、工官の嗇夫については、考證を要することが多いので、節を改めて述べることにしよう。

## 二

工官の嗇夫の存在を明記する資料は、漢代の漆器及び銅器の銘文である。

始元三年、蜀西工長廣成・丞何放・護工卒史勝・守令史母夷<sup>?</sup>・嗇夫索喜・佐勝、臥工當・冏工將夫・畫工定、造。永光元年、右工賜□塗□、嗇夫熹、主。右丞裁、令曷、省。

兩者共に樂浪出土の漆器の銘文で、梅原末治博士の『支那漢代紀年銘漆器圖說』<sup>20)</sup>に採録されている。始元三年の器の造作されたのは、蜀郡西工官である。永光元年の器の造作場所は、銘文から推すと、どうしても右工でなければならぬ。従来はこういう工官名は考えられなかったが、臆説を述べれば、百官表將作少府（將作大匠）の下に右校令があ

り、百官志、將作大匠の屬の司馬彪注には、「右。工徒を掌る」という。この官は百官表によれば、成帝の陽朔三年に廢され、百官志劉昭注では安帝の時に復活したことになっているが、永光元年は、廢止に先立つこと三十一年、元帝の時にあたり、後述の如く貢禹の上言のあった前漢で最も工官の器作の盛な時であるから、右校令下の工徒にも、こういう漆器を作らせていたのではなからうか。銘文が例になく簡單なもの、臨時的な製作の爲で、従って右工の製品は高級品でなかったと解してはいかがであらう。同じ蜀郡西工官の銘をもつうちでも、前記の銘をもつものは比較的に早期に屬し、最も遺物の多い前漢末の銘文は、

永始元年、蜀郡西工、造乘輿髹畫紵黃鉞飯桮、容一斗、髹工廣、上工廣、銅鉤黃塗工政、畫工年、冏工威、清工東、造工林造。護工卒史安、長孝、丞碧、掾譚、守令史通主。

の如く長文となり、工人の名が監督官名より先に出てくる。<sup>21)</sup>この形式は、元始四年の廣漢郡工官、始建國天鳳元年の子同（成都）郡工官<sup>23)</sup>などの他工官の製作した器の銘文とも一致する。梅原博士は、元始二年の銘が簡單なのは「云はゞな

はその整備に至る前段のものと見られ<sup>24)</sup>るとされるが、乘輿即ち天子の用に供するものである爲、記銘法が丁重になつてゐることも考えられる。ともあれ、前例の齋夫索喜は蜀郡西工官齋夫、後例の齋夫熹は、右工齋夫（右校齋夫とすべきか）と考えてよいだろう。

桂宮鴈足鐙、高六寸、重三斤三兩、竟寧元年考工輔爲内者造。護建、佐博、齋夫福、掾光、主。右丞宮、令相、省。第卅一。<sup>25)</sup>

建昭元年考工輔爲内者造銅鴈足鐙。重五斤三兩。護建、佐博、齋夫福、掾光、主。右丞宮、令相、省。中宮内者第三。<sup>26)</sup>

漢の銅器銘の考釋は、『八瓊室金石補正』卷二の「桂宮鴈足鐙款」の條のものが一番詳しいが、これは、阮元の『積古齋鐘鼎彝器款識』と、徐同柏の『從古堂款識學』に収めた「建昭鐙跋」とが引用されて、補正の考釋は、徐氏の跋以上にてでない。

さて、器は考工の作にかゝる。考工は少府の屬官で、武帝太初元年に考工室から考工と名を更えた<sup>百官表</sup>。阮氏は、

「右丞宮令は守宮令の丞、護建佐は官名であるが百官表に

はなく、輔・博・福・光・主・相は皆人名である」というが、これは大混亂である。徐氏は、「百官志に考工令一人、左右丞各一人とあるが、この銘は首に考工といひ、下に主・右丞・令とある。令は考工令、右丞は考工右丞、主とは典令の謂である。護・佐・齋夫・掾は並に考工の屬で、護のほかはすべて百官志に引用する漢官の中に散見し、護も漢器の銘に例があるから考工の屬である。輔・建・博・福・光・相は皆人名で、輔が造作にあたり、建以下六人が司つたから省といひ、その職の序は賤から貴に及んでいる」というが、この考釋は誠に明快で、殆んど訂正の用はない。<sup>27)</sup>ただ徐氏は主・右丞と讀み、主を下の官名につけて讀むが、これはむしろ、内藤・梅原兩博士が樂浪出土漆器の銘を解して、主を上文につけられた方が正しい。銘文より歸納すると、主は下の省に相對し、主は比較的下級の、省は上級の官をうけているとみるべきで、恐らく直接その器の造作を監督したことを『主る』、工官全體の責任を持ち、器に對しては間接的に監督したのを『省る』としたように思われる。かくして、前記銘文中の齋夫福は、考工齋夫である。

杜陵東園銅壺、容三斗、重十三斤、永始元年併工長造、

護昌、守。喬夫宗、掾通、主。守左丞博、守令並、省。<sup>29)</sup>  
 綏和元年、供工工譚爲内者造銅鴈足鐙、護相、守。喬夫博、  
 掾竝、主。右丞揚、令賀、省。重六斤。<sup>30)</sup>  
 綏和元年、供工、彭造、掾臨、主。守右丞何。守令鳳、  
 省。<sup>31)</sup>

東園壺の銘文にある喬夫宗、鴈足鐙の喬夫博の所屬が問題である。まず彼は守喬夫である。守の字のついた官名は、今までにあげた資料中にも多く散見し、漢簡の中にも多數の例がある。守官は眞官でないもので、濱口重國、勞幹兩氏に考説があり、私もまた別の機會に考えを述べてみたいと思う。

さて、これらの器の製作された工官は、考工の例に従えば、併工又は供工となる。この名は甘露元年永安宮鼎、<sup>33)</sup> 元延二年鈐、建平二年鐘、<sup>35)</sup> 元延三年乘輿鼎、<sup>36)</sup> 綏和元年湯官銅壺などの銘文にみえ、釋讀者によってその解讀が併供兩様であるが、いずれも同一の文字で、梅原博士が供とされた通り、總べて供工と讀むべきである。博士は、「百官表に、王莽が少府を共工と改めたとあり、(若し)供工と共工を同義とすれば、その改名は漆器銘からみて前漢末に遡るべき

だが、種々の點から寧ろ考工と別に、供工なる相近い工官のあったことを認めて然るべきでないか」とされるが、私もそれに従いたい。漢書劉輔傳<sup>卷七</sup>十七に「共工獄」があり、輔は掖庭祕獄からこの獄へ移された。蘇林は考工のことであると注し、周壽昌も蘇説を是とするが、私は、銅・漆器をあわせて十指に近い漢器の銘文にある供工という名の工官を否定することは難かしいと思うので、劉輔傳と互證して、供工工官を認めたい。従つて宗・博は、供工喬夫である。(因みに輔は成帝の時の人である)

竟寧元年、寺工工護、爲内者造銅鴈足鐙、重三斤十二兩、  
 護武、喬夫霸、掾廣漢、主。右丞賞、守令尊、護工衣史<sup>卒カ</sup>  
 □□省。中宮内者第廿五、受内者。<sup>30)</sup>

この喬夫は、前例に従えば寺工喬夫でなければならぬ。寺工という工官はもとより百官表にはない。それで容庚氏は考工と解讀するが、劉體智<sup>41)</sup>・吳大澂兩氏は寺工と解しており、文字は寺であると思う。竟寧元年是元帝の時、前三十三年で、その前の年號は建昭、前三十八年の元年から五年間續いた。その間の年紀を銘文にもつ考工製作の器は、寡見に入つたものに、建昭元年鴈足鐙、<sup>43)</sup> 建昭三年行鐙、建昭

三年鴈足鐙<sup>44)</sup>、竟寧元年桂宮鴈足鐙、竟寧元年中宮鴈足鐙<sup>45)</sup>があつて、建昭元年鴈足鐙と桂宮鴈足鐙との銘文は先に引用した。そして兩者の關係官の人名が全く一致していることは見られる通りであるが、實は右の五器は盡く同じである。このことは、どの器かをモデルにして他器を偽造した場合を除けば、建昭元年から竟寧元年まで、考工の關係官に移動がなかつたとせねばならぬ。そういう時期にこの寺工鴈足鐙が、人名のみが全然異り、且つ護工卒史の官が加つている外、官の組織の全く同様な銘文を持つことは何を意味するだろうか。建昭の年號を持つ器は一應別として、竟寧元年作の三器のみを考えてみれば、一層はつきりする。考工の銘を持つ二器の人名・官名が一致して、寺工のそののみが違ふということの理由は、この器が偽造品であると斷ずるか、若しくは寺工という別個の工官を考える以外に解決の方法がない。しかも敦煌出土の木簡に

□刀一完 鼻緣双麗 麗不磴磴 神爵四年繕 盾一完  
神爵元年寺工造

敦煌簡牘

というものがあつて、盾が寺工によつて作られたむねを記し、また、『十鐘山房印舉』官印中に寺工の半通印が存在す

るから、私は、寺工工官の存在も認むべきでないかと思ふ。<sup>46)</sup>  
こうして私は、考工のほかに、供工・寺工という工官を認めようとするうえに、更に臆説をたくましくして、これが所謂三工官ではないかと思ふのである。三工官とは、漢書貢禹傳<sup>卷七</sup>十二に

蜀・廣漢、主金銀器、歲各用五百萬、三工官、官費五千萬。

とあるもので、從來、如淳・顏師古・錢大昭の三説を否定して、考工室・尙方・東園匠の三を以てそれに比する加藤繁博士の説<sup>48)</sup>があるのは衆知のことである。しかし、考工室は異論はないとして、遺物の上からいえば、尙方は、駒井和愛博士が『中國古鏡の研究』に述べられたように、<sup>49)</sup>それが中・左・右の三つに分かれたのは後漢以前にまで遡らせ得るのみならず、建昭宮銅鼎の元狩元年、<sup>50)</sup>貽蕩宮銅登の太初四年<sup>51)</sup>の如き武帝の年號のある銅器にすら中・尙方の名がみえ、百官表から想定される姿より擴大して考えられる一方、東園匠の作とみられる遺物がないことは、考工室・尙方・東園匠は、相當性格の違つた機關ではなかつたかと思ふ。そこで、供工が有り得るとされた梅原博士の説を更に進め

て、同様な性格を持ち、いずれも工という字のつく考工・

供工・寺工を以て三工官に比してみようと考えるのである。

なおこのほか、齊安宮盧に曲宮52、齊夫、元康鎔53・元康鏹54、

五鳳腕斗などに考工繕55作府56、齊夫、新莽中尙方鐘にも齊夫

(すなわち中尙方齊夫)がみえるが、指摘するにとどめる。

漢器の銘文よりみれば、齊夫の地位は、大體令―丞―掾

―齊夫―佐という順序になり、時に令史が掾と齊夫の間に

入る場合があるといえる。57かくして郷官でない齊夫は、大

別して十三種にのぼったわけであるが、これから歸結する

ところは、單に齊夫とだけいえば、ただちに郷官の一であ

る齊夫を意味するものでなく、官制の中の官等を示す令・

長・丞・尉・掾などと同様の範疇の語であつて、それには

様々の職種があり、郷にいる齊夫はその一職種にすぎない

ということになる。そして縣に屬する齊夫でも、必ずしも

郷のそれを指すとは限らないから、郷の齊夫をいう時は、

鮑宣傳漢書卷七十二にあるように「縣郷齊夫」といわなければ

ならず、しかも縣には郷は一つに限らないから、正式には、

舒縣桐郷齊夫漢書朱邑傳とか、(山陰縣)靈文郷齊夫後漢書鄭弘傳引謝承書

とかいうように郷名をつけなければならないのである。

### 三

齊夫には、職種による區別のほか、有秩と斗食の別が

あつた。郷に郷有秩と郷齊夫があり、郷有秩とは有秩齊夫

の謂であることは、百官表や百官志の記載をみれば明らか

である。司馬彪は有秩は秩百石としており、百官志注に引

く漢官に、

雒陽令秩千石……員吏七百九十六人……郷有秩・獄吏五

十六人、佐史・郷佐七十七人、斗食令史・齊夫・假五十

人……

とあるほか、張敞傳漢書卷七十六・蒼頡廟碑88、漢簡などにも郷有

秩がみえる。すると、先に引いた雒陽市の官員に百石齊夫

とあるから、あたかも郷の場合のみが有秩と呼ばれたかの

様であるが、有秩という言葉は、百官志司馬彪注太尉に、

漢初掾史辟、皆上言之。故有秩、比命士。其所不言、則

爲百石屬。其後皆自辟除、故通爲百石云。

とあつて、掾史百石の者に皆通する。居延漢簡をみると、

張掖居延甲塞有秩士吏公乘段尊、中勞一歲八月廿日、能

書會計、治官民頗知律令文

□□居延甲渠候官塞有秩候長公乘王宮□勞十月一日

二・三・一〇

等と、士吏や候長の軍吏にもついていて、なみの士吏・候長と區別されているほか、傳舍畜夫には、顯美傳舍斗食畜夫があった。従つて當然傳舍有秩畜夫も豫想されるわけで、五七・六や一八五・一〇が功勞關係の文書であり、傳舍斗食畜夫の簡は轉任命令であることを思えば、公的性格の強い文書では、正式に官名をあらわすには、有秩・斗食の別をはっきり書いたとみるべきであり、畜夫には一般すべてにこの別があつたろう。有秩・斗食の區別は秦制にまで遡れるが、斗食は百石に満たぬ歲俸を受けている吏で、要するに秩による差別である。<sup>61)</sup>この差別が、具體的にどうあらわれるかといへば、郷畜夫の場合、百官志郷の條の司馬彪注に、

有秩は郡の署する所……その郷小なれば、縣畜夫を置く。

とあつて、任免權の所在が違つてゐる。<sup>62)</sup>章懷太子注にひく

漢官には、

郷、戸五千なれば則ち有秩をおく。

というから、畜夫が有秩か斗食かは戸數の多少によつてき

まるわけであるが、縣の長官の場合、萬戸を減すれば長といひ、秩は最低三百石という表<sup>百官</sup>から、その所轄戸數の上から考えれば、大郷の有秩は、小縣の長に比肩しうる程の權限があるといえるだろう。漢簡の中の有秩の例は、

鴻嘉三年閏月庚午朔癸酉安□郷有秩延壽敢言□ 三・七

□襄郷有秩梁敢言之昌□□

六・三・五

甘露四年六月丁丑朔甲辰酉郷有秩<sup>(秩)</sup>移□

王武案母官衛事當爲傳致□□

□□□二月□湯□

(面)

印曰雒陽丞

(背)

三・三・一〇

などである。

次に有秩畜夫は印綬を帯びていた。後漢書<sup>卷七</sup>十九仲長統傳中の損益篇の語に

身無半通青綸之命、而竊三辰龍章之服。

とあつて、章懷太子注には、

十三州志曰、有秩畜夫、得假半章印。

とあり、禮記緇衣篇「王言如綸」の鄭玄注に、

綸、今有秩畜夫所佩也。

とし、また爾雅釋草篇綸字の晋の郭璞注にも、

綸、今有秩齋夫所帶。

とあり、有秩齋夫は綸綬半通印を帯びていたことがわかる。綸とは説文に、「青絲の綬」といふ、續漢書輿服志によると百石の吏は青紺綸を帯びるから、これは當然斗食齋夫にはないことになる。その印文の例は「廚齋夫」封泥で窺い知れる。

初元五年四月壬子、居延庫齋夫賀、以小官印行丞事、敢

言□

三三・六

〔廿〕<sup>三</sup>元年十一月壬辰朔甲午、肩水關齋夫光、以小官印

行候事、敢言之、出入簿一編敢言之、(面)

佐信

(背) 一九・一

等の小官印とは、恐らくこの半通印であり、賀・光はそれ／＼居延庫有秩齋夫、肩水關有秩齋夫であろう。

齋夫には佐という屬僚があった。一九九・一の背面に佐の信が署名しているが、

□令／齋夫光・佐信

二五・四

という文書の末尾は、令の字が多分「如律令」かと推定されるから、命令書の末尾で、肩水關候が発したものと考えられる。この佐信は、正式には關佐とよばれる吏で、次節

で述べる様に郷齋夫の下には郷佐があり、宗・祝・卜・史官や侯廟の齋夫にも、また工官の齋夫にも佐があったのと同様である。従つて倉佐は倉齋夫の屬僚であろう。

齋夫一般に關する知見は大畧以上で盡きるが、漢簡の中には、なお郷齋夫の職務に關する資料があるので、節を改めて郷齋夫のみをとりあげてみよう。

#### 四

百官表及び百官志の郷齋夫に關する記載は次の通りである。

郷有有秩・齋夫、齋夫職聽訟收賦稅。

百官表

郷置有秩、本注曰、有秩郡所署、秩百石、掌一鄉人、其鄉小者、縣置齋夫一人。皆主知民善惡爲役先後、知民貧富爲賦多少、平其差品。

百官志

彼等の職務は、郷の司法と行政とである。漢簡の物語るところも、その範圍を越えないが、今少し具體的にその活動が知れる。

まず司法の面では、彼は自己の郷内に住む住民が旅行したいと申請した時、申請者に前科のない旨を證明する權限

があり、その證明にもとづいて縣が認證を與えると、その文書はそのまゝパスポートになつて、全國に通用する。詳細は別にのべたが、<sup>64)</sup>畜夫の司法權をしめす一例であらう。その種の文書の一例は次の通りである。

永始五年閏月己巳朔丙子、北郷畜夫忠敢言之、義成里崔自當、自言爲家私市居延、謹案自當毋官獄徵事。當得取傳、謁移肩水金關、居延縣索關、敢言之。

閏月丙子、樂得丞彭、移肩水金關・居延縣索關如律令。

／掾晏・令史建。

三・一九

郷畜夫は、一郷内の治安を維持する游徴を配下に從えていたらしい。急就章顏師古注に、

游徴、即畜夫之所統。

とある。かくして彼は、警察權と裁判權とをあわせ持つていたが、或いはそのために獨立の獄をもつていたかも知れない。何故ならば、後漢書崔駰傳<sup>卷八</sup>十二に、駰の父篆が、王莽時代に建新大尹(千乘郡太守)になつた時のこととして、

到官稱疾不視事、三年不行縣、門下掾倪敞、諫篆、乃强起班春、所至之縣獄犴填滿。

としるし、同所の章懷太子注に

前書音義曰、郷亭之獄曰犴。

と述べている。犴という文字は、塩鐵論卷十刑德篇に、「是以法令不犯、而獄犴不用也」、又「宜犴宜獄」とある。この後の句は、詩經の小雅小宛の句で、毛詩は犴を岸に作るが、韓詩は犴に作り、犴は郷亭之繫、獄は朝廷之繫としてゐる。これらの資料、特に鹽鐵論の場合は文學的な修辭とみるべきであろうが、若し崔駰傳のそれが、當時の實態を反映しているとすれば、少くとも王莽時代には郷に獄があつたことになり、それを司るものは郷畜夫でなければならぬ。

次に、賦稅徵收の面における郷畜夫の職務に關聯した文書に、

建平五年八月□□□□廣明郷畜夫客、假佐玄敢言之、

善居里男子丘張、自言、與家買客田、居作都亭部、欲取□□、案張等更賦皆給、當得取檢、謁移居延如律令、敢言之。

(面)

放行

(背) 五〇・三七

というのがある。この種の文書は、パスポートと違つて、他に同例がない。僅かに、

秩護佐 敢言之

況更賦給 郷□□

三二・五

という一片を、上半が折れたものと考え、第一行頭に「郷有」の字を補うと、郷有秩護、佐となるので、第二行の況を人名とすれば、或いは同類のもの、断片かと思られるのみである。この様に例がないうえに、文中の二字の缺字が丘張の要求事項である爲、結局文意が把握できず、文書の目的である「當得取檢」の意味もわからない。しかし、郷畜夫が證明していることは、更賦皆給——賦税に滞納がないことである點は間違いない。それに、證明にあたつて、畜夫のほかに假佐が連署している點も注目し値する。假佐は、漢書王尊傳<sup>卷七</sup>十六に、

司隸遺假佐放、奉詔書白尊發吏捕人。

とあり、百官志注にひく漢官にも

……十五人佐、五人假佐……太常條

……二十七人佐、……三十人假佐……廷尉條

とみえる。百官志司空の條の司馬彪の注の中に、

軍司馬一人……曲有軍候一人……又有軍假司馬・假候、

皆爲副貳。

とある假司馬の官印が、「軍假司馬」と印文の中に假の字をつけたまゝになつてゐるから、假佐も正式の官名とみななければならぬ。<sup>87)</sup>この假佐は、廣明郷畜夫に屬するから、彼は郷佐でなければならぬ。従つて百官志司馬彪注の

有郷佐、屬郷、主民收賦税。

とある郷佐にあたり、その存在を前漢に遡及して認めることができる。そして今のところ郷畜夫・郷佐が連名して證明したパスポートは一簡もないから、郷佐は百官志にいう通り賦税にのみ職權を有し、司法の面には關係しなかつたといえるだろう。漢の官文書が極めて正確であつた一面が窺えるのである。また東觀漢紀<sup>卷十</sup>十六 周黨傳に、

周黨、太原人、郷佐發黨徭道、於人中辱之。

とあつて、郷佐が徭役の徵發を直接擔當していたこともわかる。<sup>88)</sup>その職務がこのようであつたから、後に畜夫が争訟のみをつかさどる様になつたのかも知れない。<sup>89)</sup>

以上のほかに郷畜夫と賦税の關係をしめす木簡として

北□□□

秋賦錢五千

□□里父老□□  
正安釋□□

畜夫京佐吉

五三・一

熒 陽

回秋賦錢五千

東利里父老夏聖等教數  
西鄉守有秩志臣佐順臨

從請親且

四二一

の兩簡がある。この簡の意味もよくわからぬが、大膽な臆測を許されるなら、勞榦氏が封檢の形をしていると述べていて、四五・一には封泥が残っていること（回印がそれ）から、他地區から居延地區へ送られてきたものといえる。そうすると、熒陽は河南郡滎陽縣であり、そのことは郷有秩がいる程の大郷を持っていることから裏付けられるであろう。他郡の賦錢が居延地區へ送られてきたことは、

廣谷隊長韓昌 未得本始三年正月盡三月積三月奉用錢千

八百

元鳳元年六月辛丑除 已得河内賦錢千八百

四六八

の簡などにより有り得ることであるから、結局この兩簡は賦錢が他郡から邊境へ送られた時の荷札の如きものでないかと思う。それから、西郷守有秩志臣佐順臨と臨とは、

入麀小石十四石五斗、始元二年十一月戊戌朔戊戌、第二

亭長舒、受代田倉、驗見、都丞延壽臨。

二七三

と同様、責任者の立會ったことを意味している。とするならば、里の父老が計數するのを、郷嗇夫と佐が立會ったと

でもいふのだろうか。とにかく、官僚の末端と、民衆の代表とが同一の簡に並んでいるのは注目値するが、十分に解讀できないのは誠に遺憾である。

後漢の大儒鄭玄も郷嗇夫になったことがあった<sup>本</sup>傳とい

う。しかし彼はこの職を好まなかった。最も民衆に近く、しかも賦税・司獄の両面で郷の實權を持つこの職は、彼には煩苛であったのかも知れない。それはともかく、このような權限をもつ郷嗇夫の良否は、縣政に重大な影響を及ぼすもので、後漢の初、京兆郡長陵縣の郷嗇夫になった第五倫は、徭賦を平かにし、怨結を理めて郷人の歡心を得た<sup>卷七十</sup>一本傳といふ、陳留郡外黃縣の縣令牛述は、人選に成功したので、令史より轉じた郷嗇夫昭の仁化大に行われ、「人はたゞ嗇夫を聞いて郡縣を知らざる」状態にまでいたった<sup>後漢書七十</sup>七爰延傳 といふ。郷嗇夫の地位は、所謂少吏の中では相當高いものであって、先にも述べた様に大郷の有秩ならば小縣の長にも比肩し得る權限を持っている。その點令史や尉史等の様な屬僚ではなくて、小さい乍ら獨立の權限がある。私に民に錢を賦し、衣を市<sup>か</sup>って父に進めてその怒をうけ、衣を持って酒泉太守吳祐のもとに自首した嗇夫孫性に

對し、太守は「掾」と呼びかけている後漢書。郷にあっては衣冠鮮明で目立つ存在であり、確かに「地方民には宛然父母の官」の如きであつたらう。郷有秩・耆夫が正史の表や志に残つたのもその故であらう。しかし彼等は、或いは令史等の他の官より轉任し來り、或いは卒史・督郵等へ拔擢されて昇進し、または顯美傳舍耆夫が功と勞とを積んで候官の士吏へ遷つた様に、年功によつても轉任した筈である。碑文に残つた漢人の官歴に郷耆夫が間々見出されることは、それが郡縣の吏の昇進コース上の一段階であつたといえる。77) そうすれば、宮崎博士の推測された「郷人の意向を參酌して決定され……郷の輿論を反映」するが如きものではなく、辭令一つで動く官吏にすぎない。彼等はあくまで民衆に相對する官僚の中に含まれるものであつて、民衆との間には越え難い溝があつたであらう。つまり私は、郷耆夫は、本稿で考證した様に、耆夫という官等の中の一職種として官僚體系の下位に含まれるもので、彼等もまた官僚の一つであつたと結論したのである。

## 註

① 歴史語言研究所集刊第二十五本、(一九五四年六月)

② 京大人文科學研究所創立二十五周年記念論文集。

③ 鎌田重雄「漢代郷官考」『漢代史研究』所收。

宮崎市定「讀史劄記」史林二十一ノ一、など。

④ 鎌田氏は右の論文に註記して、

「耆夫には二通りある。一は本文の如き力役・賦税を司る官であるが、他は漢書卷五十一張釋之傳に「虎園耆夫」と云う記載がある。之は獸類を養う所の役人である」と虎園耆夫を指摘し、耆夫に二通りあるとの見解を述べていられる。

⑤ 文帝紀、元年三月詔、……今歲首不時、使人存問長老……年八十以上賜米八月一石、肉二十斤、酒五斗、其九十以上賜帛人二疋、絮三斤、賜物及當粟糶米者、長吏闕祝、丞若尉致、不滿九十、耆夫令史致。また、虎園耆夫も文帝の時である。

⑥ 韓非子說林下、晋中行文子出亡、過於縣邑、從者曰、此耆夫、公之故人、公奚不休舍。同外儲說右下。故失火之耆夫不可不論也。

なお、管子君臣篇に史耆夫・人耆夫がある。

⑦ 說文 從來从回、來者耆而藏之、故田夫謂之耆夫。

⑧ 漢書外戚恩澤表陽城侯田延年の條の如淳注に天子錢藏中都内又曰大内とあり、都内錢即ち國家財政を支出する大司農の錢を大内錢ともいつたことがわかる。周禮大府の條鄭玄注に大府爲王治藏之長若司農矣といひ、また職内の條に、職内主入也若今之泉所入謂之少内といふから、大府と少府、大内と少内という様に對比すると、少内は少府の收入全體を主とる様な官であるかもしれない。註記して教示をまちたい。

⑨ 漢書卷九十七外戚傳許廣漢の條にも同じ事が著されている。

⑨ 後漢書鄧皇后紀注にひく漢官儀も同じである。

⑩ 例えは漢書劉輔傳。

⑪ 例えは河南平陰尉史、君陽里、公乘、魏聖、年三品、典

⑫ 伊藤德男「漢代の郵について」東洋學報二八ノ三、松本善海「秦漢時代に於ける亭の變遷」東洋文化研究所紀要第三。

⑬ 後漢書卷四十一劉玄傳注所引。

⑭ 同劉盆子傳。

⑮ 濱口重國「漢代の傳舍——特にその設置地點に就いて——」東洋學報二二ノ四

⑯ 容庚「漢金文錄」卷二

⑰ ⑱ 東洋史研究十二卷三號

⑲ 「漢代の關所とパスポート」關大東西學術研究所論叢第十六。

⑳ 昭和十八年十月、桑名文星堂刊。

㉑ 始元二年の器銘は同書六—七頁、永光元年の器銘は八頁。

㉒ 同書十二頁。

㉓ 同書二十四頁。

㉔ 同書四十三頁。

㉕ 同書五十五頁。

㉖ 容庚「漢金文錄」卷三ノ二十二、金文の收められた書名は、特に必要のない限り一書にとめる。

㉗ ②「八瓊室金石補正」卷二。

② 護について私は次の様に考える。漢書王嘉傳中の嘉の上奏に、駙馬都尉董賢、亦起官寺上林中、又爲賢治大第、開門鄉北闕、引王渠灌園池、使者護作、賞賜吏卒、甚於治宗廟。といひ、顏師古は「護は監視なり」という。この解釋は、西城都護、護羌

校尉などにも通用する。漆器銘文にある護工卒史は、王莽時代の漆器では護工史、後漢の漆器や銅器（例えは漢金文錄卷六元六年錢）には護工掾としてでてくる。卒史は百石級の吏であるから、護に比較すれば高級なのであろうが、いずれも工人を監督する任務で、護は現場で工人を監視していたのではなからうか。

②⑧ 内藤虎次郎「樂浪遺蹟出土漆器の銘文」『讀史叢錄』所收。

②⑨ 阮元「積古齋鐘鼎彝器款識」

③⑩ 「漢金文錄」卷三。

③⑪ 梅原、前掲十三頁。

③⑫ 勞幹「居延漢簡考釋」考證之部、濱口重國「漢碑に見えたる守令・守長・守丞・守尉等の官に就いて」書苑七卷一號。

③⑬ 劉體智「小校經閣金文」卷十一 併と釋す。

③⑭ 「積古齋鐘鼎彝器款識」

③⑮ 「小校經閣金文」卷十三。

③⑯ 「漢金文錄」卷一。

③⑰ 「薛氏鐘鼎款識」

③⑱ 梅原前掲六十五頁。

③⑲ ④① ④② 「漢金文錄」卷三ノ二十二、「小校經閣金文」卷十三ノ九十六、吳大澂「憲齋集古錄」第二十六ノ二十四。

④③ ④④ ④⑤ 「漢金文錄」卷三ノ二十一。

④⑥ 「十鐘山房印舉」舉之二、官印十七、五十五、藤枝晃氏の教示による。

④⑦ 貢禹傳の注、如淳は河南懷・蜀郡成都・廣漢の三工官に、顏師古は考工室・右工室・東園匠にあてゐる。錢大昭は「漢書辨僞」

に考工室の一令二丞がそれと考えている。

- ④加藤繁「漢代に於ける國家財政と帝室財政の區別並に帝室財政一斑」『支那經濟史考證』上所收。

- ④同書三十頁。

- ⑤『漢金文錄』卷一。

- ⑥劉心源『奇觚室吉金文述』

- ⑦『積古齋鐘鼎彝器款識』

- ⑧端方『陶齋吉金錄』卷六。

- ⑨『積古齋鐘鼎彝器款識』

- ⑩『漢金文錄』卷四。

- ⑪『漢金文錄』卷二。

- ⑫銘文からみる限り蜀郡西工官はそうの様で、本文引用の漆器銘のほか、『小校經閣金文』卷十三所收の二年酒僮の銘も、

酒一二年蜀西工長僮令史後得齋夫中章佐廣成工員造容五石重九十五斤

とあって、令史が齋夫より先にでてくる。

- ⑬金石萃編所收。

- ⑭拙稿「漢代における功次による昇進について」『東洋史研究十二ノ三所收參照。』

- ⑮史記卷十五六國表、秦孝公十三年「初爲縣有秩史」

史記卷七十九范雎列傳「今自有秩以上至諸大吏」

史記卷六始皇本紀十一年「歸斗食以下」

- ⑯藤枝氏は「漢簡職官表」に、〃縣官には(A)「百石以下、有斗食・佐史之秩、是爲少吏」(B)「掾・齋夫・令史・佐」の二系列があり、時代による違いか部課による違いで並存していたも

のか判断できない」とされるが、(A)は秩次(B)は官等をあらわし、並存していた。官吏は秩次によって階級づけられ、秩次に應ずる官職があつた。例えば秩六百石の官には、廷尉平・將作大匠丞・大長秋丞・下級縣令・設置當初の刺史等々の職があり、他方丞といえはすべて次官という官等を意味するが、それには太常丞(六百石)も、郡太守丞(六百石)も、戊巳校尉丞(比六百石)も縣丞(四百—二百石)もあつた。従つて同秩官でも官等が違い、同じ等級でも秩次が違ふことがあるわけで、齋夫という官等に有秩と斗食の秩次があつたのである。A・Bは範疇が違ふのである。

- ⑰郷齋夫以外の齋夫の任免權の所在は確かにはわからぬが、郡縣の齋夫は郷齋夫と同様でなかつたらうか。

- ⑱藤枝氏「漢簡職官表」參照。

- ⑲前掲「漢代の關所とパスポート」

- ⑳この缺字は□□朝□□という日附である。

- ㉑「十鐘山房印舉」舉之二官印十。他に「部假司馬」「假司馬印」がある。

- ㉒王尊傳蘇林注に胡公漢官假佐取内郡善史書佐給諸府(府有史故言佐也)——七字は補注引宋祁曰により補う——とあるが、こゝにはあたらぬ様に思う。

- ㉓後漢書卷百十三同傳によると、この事件は前漢末・王莽以前のことである。これも前漢に郷佐がいた證據になる。

- ㉔宋書百官志下に郷有郷佐。三老有秩齋夫游徼各一人郷佐有秩主賦稅……齋夫主爭訟とある。これによると郷には有秩も齋夫もいたことになるが、前文の漢制云々をうけるのか、後文各有舊俗

無定制也にまで連なるのかわからない。恐らく漢制がくずれて  
いった結果だと思いが、後考をまらしたい。

⑦⑩『居延漢簡考釋』考證之部。

⑦①同類の文書は米田前掲参照。

⑦②漢舊儀に令吏曰令史、丞吏曰丞史、尉吏曰尉史とある。令の屬  
吏、尉の屬吏の意味である。

⑦③東觀漢記卷十任光傳、南陽宛人也、初爲鄉嗇夫、漢兵攻宛、軍  
人見光衣冠鮮明、令解衣將斬而奪之。

⑦④宮崎前掲。

⑦⑤漢書張敞傳。

⑦⑥後漢書第五倫傳。

⑦⑦第五倫傳に、宕渠縣の郷佐玄賀が九江・沛の郡守を経て大司農  
にいたったことがみえる。

⑦⑧宮崎前掲。

本稿は昭和二十九年度文部省科學研究費の補助による「カラホ  
ト附近出土漢代文書の整理並にそれによる漢代史の綜合的研  
究」の成果の一部である。

—一九五五・三・二七—

追記

(1)森鹿三教授から、尙書大誥篇に、

天唯喪殷、若穡夫、予曷敢不終朕畝。

とあり、漢書卷八翟義傳の王莽の語に、

天惟喪翟義、劉佖、若穡夫、予曷敢不終予畝。

と類似的の句があつて、穡夫が穡夫の意味に用いられている。恐  
らく農夫が、良草を育て、惡草を除くところから轉じて民草を

治する官名になったものであらうとの示教をうけた。

(2)甘露二年正月辛卯朔丙午肩水嗇夫□□<sub>三・五</sub>

(元)始四年十二月丁酉朔己亥熒得令建守丞安昌敢言之謹移十

月□(面)

掾守嗇夫延年佐就(背) 三・二〇

などは、或いは縣嗇夫とでもいふべきものかもしれないが、な  
お疑問があるので後考をまつことにしたい。

—一九五五・七・五一—

昭和三十年度

京都大學文學部東洋史關係講義題目(Ⅰ)

東洋史

研究 史籍目錄學

西アジア史の諸問題

中國古代史の諸問題

康有爲研究

六朝時代史

アッバース朝社會の研究

演習 K.A. Wittfogel: History of Chinese

講義 society, Liao.

鹿洲公案講讀

宋史食貨志

大唐西域記に記されたる中亞及び印度

宮崎教授

羽田教授

大島講師

小野川助教授

宮川講師

佐藤助手

田村教授

宮崎教授

佐伯助教授

佐藤助教授

## **Sê-fu (嗇夫) of Han Dynasty**

### *O. Oba*

The obligation of Sê-fu (嗇夫) listed in Han-shu Pai-kuan-kung-ch'ing-piao (漢書百官公卿表) and Hsü-han-shu Pai-kuan-chih (續漢書百官志) was to collect taxes and to charge a court in Hsiang (鄉). This kind of Sê-fu was called Hsiang Sê-fu. Beside it, however, there seem to have been thirteen kinds of Sê-fu in Han Dynasty, all different in obligations.

Therefore, the Sê-fu was a common official title and that of Hsiang represented only a kind of it.